補助事業評価シート

番号	62	Ⅵ章	施策43　行財政の効率的運営

補助事業名	納税貯蓄組合連合会への事業助成	所管部課	総務部税務課	事業開始年度	26　年度

根拠法令（要綱）等	納税貯蓄組合法、新宿区納税貯蓄組合連合会補助金交付要綱
19年度決算額 補助率	1,000,000円 1／2
補助対象団体（者）	四谷税務署管内納税貯蓄組合連合会 新宿納税貯蓄組合連合会
補助することで達成しようとしている区の目的	期限内納税の推進、口座振替納税の普及拡大等、自主納付の高揚と正しい税知識の普及を推進し、納税意識の高揚を図ることにより安定的な歳入を確保します。
団体（者）に対する直接の助成目的	地域における税知識の普及啓発や納税意識の高揚を図る活動を実施することです。

補助金の申請	補助金の清算／実績報告
補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類 ・補助金交付申請書 ・連合会事業計画書 ・連合会予算収支予算書 ・補助事業対象計画経費内訳書	清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類 ・補助金実績報告書 ・連合会事業報告書 ・連合会収支決算報告書 ・補助事業対象経費内訳書
審査の体制・考え方（区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか・どのように審査しているか等） 区職員による審査（事業計画書の中で目的に当てはまる項目と該当経費を確認し、補助対象事業計画経費内訳書を精査を実施。）	審査の体制・考え方（清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等） 区職員による審査（収支決算報告書と申請書及び補助事業対象経費内訳書を審査し、補助目的に該当しているかを確認しています。）

今後の課題

納税貯蓄組合の構成員の高齢化が進むとともに組合数及び組合員数が減少している状況にあります。
納税貯蓄組合は納税貯蓄組合法に規定される団体であり、その第10条では国又は地方自治体は納税貯蓄組合に補助ができるむねの規定がされています。本補助金は事業に対する補助としていますので、実施事業が区にとってより多くの効果を生むようににすることが課題です。

補助金の評価

総合評価（A・B・C・D）とその理由

評価はBです。その理由は、会報による税源移譲に関する広報や都区合同納税キャンペーンへの参加及び独自キャンペーン活動での納税推進への大きな寄与があげられます。

①区と補助対象者との役割分担

区・税務署・都税事務所が税制改正や申告等について広報紙等を通じて広報しています。
納税貯蓄組合連合会は、主に地域において納税思想の普及啓発にあたります。特に街頭におけるキャンペーンや自主的な納税に関する広報活動を展開しています。

②目標の設定

納期内納付の推進と税知識や納税思想の普及・啓発を地域において積極的に推進していくことを目的としているため、目標設定は妥当です。

③代替手段・効率性

個人・事業者を問わずに結成される組合であり、最も小規模な事業者等が組合を構成し、納税準備預金等により納期内納税の推進を図っています。また、地域において納税思想の普及啓発に積極的に取り組んでおり、これに変わる手段等はありません。

④目標の達成状況

税源移譲等の税制改正に関する広報周知及び納期内納付や振替納税の推進キャンペーン等に積極的に取り組んでおり、区税にとって概ね補助金に見合った事業が行われています。

今後の改革方針

概ね補助金に見合った事業活動が実施されていますが、納税貯蓄組合の構成員の高齢化が進むとともに、組合数・組合員数が減少傾向にあり、連合会の活動もやや低下傾向にあります。
納税貯蓄組合連合会は地域において活動を行っている団体であり、他にそうした活動を行っている団体はありませんので。今後も補助を継続していきますが、区にとってより効果的な事業が実施されるよう、納税貯蓄組合連合会との協議を重ねていきます。